

長野県公安委員会告示第 21 号

長野県公安委員会が委託する運転免許証の更新時講習業務の一般競争入札に参加する者に必要な資格を次のように定めます。

平成 23 年 3 月 24 日

長野県公安委員会委員長

改正 平成 26 年 1 月長野県公安委員会告示第 2 号

平成 27 年 9 月長野県公安委員会告示第 30 号

長野県公安委員会が委託する運転免許証の更新時講習業務の一般競争入札に参加する者に必要な資格

(運転免許証の更新時講習業務)

第 1 運転免許証の更新時講習業務とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する講習(以下「更新時講習」という。)を行う業務をいう。

(一般競争入札参加資格の申請に必要な要件)

第 2 運転免許証の更新時講習業務の一般競争入札に参加する資格(以下「入札参加資格」という。)の申請をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

(1) 道路における交通の安全に寄与することを目的としている法人であること。

(2) 運転免許証の更新時講習業務と同種の業務を過去において誠実に行った実績を有する法人であること。

(3) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)のうち次のいずれかに該当する者がいない法人であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 長野県暴力団排除条例(平成 23 年長野県条例第 21 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者

オ 法第 117 条、第 117 条の 2、第 117 条の 2 の 2(第 7 号を除く。)、第 117 条の 3 の 2、第 118 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号、第 119 条第 1 項第 11 号若しくは第 12 号又は第 119 条の 2 第 1 項第 3 号の違反行為をした日から 2 年を経過しない者

カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

キ 精神機能の障害により運転免許証の更新時講習業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(4) 県内に事務所又は事業所を有している法人であること。

(5) 道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)第 38 条第 11 項に定められた更新時講習の区分に応じた講習を行う専門的知識を有する者として、長野県公安委員会の行う資格審査に合格した指導者を県下の運転免許証の更新手続受付場所に配置できる法人であること。

(6) 運転免許証の更新時講習の実施に必要な視聴覚機材を有する法人であること。

(7) 個人情報データの適正な取扱いを確保するための措置(以下「個人情報安全管理措置」という。)が講じられている法人であること。

(8) 長野県公安委員会が運転免許証の更新時講習業務の入札の都度行う事前研修を受講している法人であること。

(入札参加資格審査の実施)

第3 定期に行う資格審査(以下「定期審査」という。)は、2年に1回行うものとする。

2 前項に規定するほか、長野県公安委員会が必要と認める場合においても審査を行うことがある。

(入札参加者資格の認定)

第4 入札参加資格は、次に掲げる事項について審査した結果に基づき認定するものとする。

- (1) 経営状況及び経営内容
- (2) 業務経歴
- (3) 不誠実な行為の有無その他信用状態
- (4) 個人情報安全管理措置の状況
- (5) その他長野県公安委員会が必要と認める事項

(入札参加資格審査の申請)

第5 入札参加資格を得ようとする者は、運転免許証の更新時講習業務入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて、長野県公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為の写し
- (2) 入札参加資格の申請の日の直前の事業年度又は営業年度における事業税の納税証明書
- (3) 法人登記事項証明書
- (4) 社内規則
- (5) 経営状況及び経営内容に係る財務諸表等
- (6) 第2第2号に該当することを証する書面
- (7) 事務所又は事業所一覧表
- (8) 第2第3号に規定する役員の名簿
- (9) 役員が第2第3号アからキまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (10) 個人情報安全管理措置に係る関係書類
- (11) 視聴覚機材を有していることを証する書面

2 前項の申請書の提出期間は、長野県公安委員会が別に定める。

(入札参加資格審査結果の通知)

第6 長野県公安委員会は、入札参加資格を認定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第7 入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日の翌日から次期の定期審査による入札参加資格の認定の日までとする。

(入札参加資格の承継)

第8 第6の規定により入札参加資格があると認められた者(以下「有資格者」という。)の事業と同一性を失うことなく組織の変更が行われた場合又は包括継承が行われた場合は、長野県公安委員会の承認を得て、入札参加資格を承継することができる。

2 前項の規定により入札参加資格を承継しようとする者は、遅滞なく運転免許証の更新時講習業務入札参加資格承継承認申請書に、事業の一切を承継したことを証する書類を添えて、長野県公安委員会に提出しなければならない。

3 第6及び第7の規定は、第1項の承認について準用する。

(変更届等)

第9 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を長野県公安委員会に届け出なくてはならない。

- (1) 法人が破産により解散したときは、その破産管財人

(2) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人

(3) 廃業又は営業の停止若しくは休止をしたときは、その役員

2 有資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、運転免許証の更新時講習業務入札参加資格審査申請書記載事項変更届に変更事項を証する書面を添えて、長野県公安委員会に届け出なければならない。

(1) 事務所又は事業所の所在地

(2) 商号又は名称

(3) 代表者

(申請書類の様式)

第10 この告示に規定する運転免許証の更新時講習業務入札参加資格審査申請書等の様式は、長野県公安委員会が別に定める。

東北信運転免許課